

第22回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年5月30日 開会
令和元年5月30日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年5月30日 第22回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時32分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 報告第1号 農地法第3条第1項の許可書の交付について
- 日程第 5 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 6 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第4号 農地所有適確法人要件の確認について

4 議事内容 午後 2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程の第1「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番高木委員、10番木南委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 農地法第3条第1項の許可書の交付について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「農地法第3条第1項の許可書の交付について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。報告第1号。農地法第3条第1項の許可書の交付について。このことについて、買受適格証明を交付した者のうち下記申請人が売却決定者となり、農地法第3条第1項の許可申請書の提出があったので、平成31年3月28日開催の第20回農業委員会総会の決定に基づき、許可書を交付したので報告する。令和元年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請人は、愛知県愛西市に住所を有する法人、土地所有者は、養老に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして48,803

平方メートルです。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由といたしましては、競売により落札したためです。落札決定日は、平成31年4月17日、許可書の交付日は、令和元年5月7日です。落札価格は、902,400円です。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 無ければ報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和元年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の1件でございます。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、音更町に住所を有する方、願出目的は「地目変更」です。調査結果といたしましては、5月7日に石森委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。議案書5ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の石森委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、5月7日に現地を確認したところ、雑草が生い茂っており、永年に渡って耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第6、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和元年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

解約通知があったのは、下記の1件であります。議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、札幌市に住所を有する方。賃借人は、大平に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成25年12月1日に賃貸借されましたが、令和元年5月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長より只今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件であります。それでは審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の売買案件1件でございます。番号8番、譲渡人は、札幌市に住所を有する方、譲受人は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして181,959平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、経営の安定を図るため農地を売買するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書9ページから10ページに3条番号8の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号8番につきましては、只今事務局の説明のとおり、使用貸借していた農地を取得することにより経営の安定を図るため農地を買い受ける内容であり、5月26日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長より只今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第8 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第8、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。番号1番から9番までを審議いたしますが、はじめに番号1番から4番、6番から9番までを審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書12ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和元年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられ

ており、農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から4番、及び6番から9番の8件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、議案書の最後、13ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件以上の4要件がございます。

本議案番号1番から4番及び6番から9番の法人につきましては、別添の、第22回農業委員会総会議案説明資料1ページから8ページ及び11ページから18ページに掲載しております、農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断しております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号1番から4番及び6番から9番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号1番から4番及び6番から9番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは次に番号5番を審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書12ページをご覧ください。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号5番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、別添の第22回農業委員会総会議案説明資料9ページから10ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第4号の番号5番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号5番は、原案のとおり決定いたしました。

ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長より只今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれをもちまして第22回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時32分閉会